

議案第19号

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する
条例について

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島
市条例第10号）の一部を別紙のように改正する。

令和6年3月4日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年小松島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

第7条第2項中「その経営する医療機関又は」を削る。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例第5条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。